

はじめに

第1章 総合計画策定の趣旨

本市は、平成13年度に「第三次御殿場市総合計画」を策定し、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、御殿場」を目指し、5つの基本目標を掲げ、魅力あるまちづくりを進めてきました。その後、計画の中間年次にあたる平成21年度には、前期基本計画の検証・見直しをするとともに後期基本計画を策定し、これまで市政を運営してきました。

この間、国から地方への権限移譲が進められ、行財政改革や広域的課題への対応など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変わりました。また、少子高齢化や東京への一極集中問題が深刻化するなか、我が国は全国的な人口減少社会を迎えており、さらに、先行きが不透明な景気の問題、予測のできない大規模災害など、多種多様な課題への対応が必要となっています。こうしたなか、グローバル化の進展による外国人観光客の増加に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定などにより、国内が活気付く一面もあるなど、社会環境は大きく変化しています。

一方、本市では、新東名高速道路や国道138号バイパスなどの広域交通網の整備が進められているほか、富士山の世界遺産登録に伴い、さらなる観光の振興や景観・環境などの保全を図るなど、これまで以上に計画的なまちづくりを進めていくことが求められています。

第三次御殿場市総合計画の計画期間が平成27年度を以って満了となることから、こうした社会情勢の変化を踏まえたうえで、都市と自然が調和し、市民と来訪者が豊かな時間を実感することができるまちを実現するため、本市のまちづくりの基本的な指針として「第四次御殿場市総合計画」（以下、「第四次総合計画」という。）をここに策定するものです。

第2章 総合計画の概要

<総合計画の構成と期間>

第四次総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

◆基本構想◆

基本構想は、10年後（平成37年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民、事業者、行政など、本市に関わる全ての人を取り組むまちづくりの基本的な理念として、7つの政策方針を示すものです。

期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までです。

◆基本計画◆

基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、中長期的な政策・施策を体系的に整理したものです。総合的かつ計画的な市政運営となるよう、基本構想で示された7つの政策方針を、それぞれ前期（5年）、後期（5年）に分け、実効性を高める役割を担います。

期間は、以下のとおりです。

- 前期基本計画：平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）の5年間
- 後期基本計画：平成33年度（2021年度）～平成37年度（2025年度）の5年間

◆実施計画◆

実施計画は、基本計画に示した施策を効率的かつ効果的に実施するための事業計画書としての役割を果たします。実施計画は、社会環境の変化や財政状況に柔軟に対応するため、ローリング方式により毎年見直しを行います。



